

# 戦前・戦後におけるアメリカ学校健康教育論の摂取

高橋 裕子

愛知教育大学保健体育講座

## The Adoption of the School Health Education Theory in America in the Prewar and Postwar Days.

Yuko TAKAHASHI

Aichi University of Education, Department of Health and Physical Education

キーワード：健康教育、アメリカ、戦前と戦後、摂取

Key Words：Health Education, America, In the Prewar and Postwar Days, Adoption

### 1. はじめに

戦後教育改革における教員養成の議論は、CIE（占領軍総司令部内、民間情報教育局）を通じて、アメリカの学校教育や教員養成の考えの影響を受けていた<sup>(1)</sup>。当然、戦後の学校保健についても、この影響を考える必要があるだろう。しかし、それだけでは、充分ではない。戦後教育改革の時代にアメリカの学校保健や健康教育の考えを摂取する以前から、日本にはそうした考えを摂取するための素地があったことが予想されるからである。また、事実、戦前において、すでに摂取されていた面はあった。

本稿では、戦前、アメリカの学校保健・健康教育の考え方がどのように摂取されていたのかを明らかにし、戦前と戦後とのつながりを検討することで、戦後の学校保健論の出発点を確認してみたい<sup>(2)</sup>。

### 2. 昭和初期におけるアメリカ健康教育の摂取

杉浦守邦によれば、日本では、大正時代の新教育運動の潮流が、衛生に関する教育の分野にも大きな影響を及ぼし、その結果、「昭和の初頭から約10年余にわたって、全国にいわゆる健康教育運動を推進させることとなった」という。また杉

浦は、「範となったのは、アメリカのヘルス・エデュケーション運動であって、国定教科書にとられぬカリキュラムの自主編成を進め、児童の自主性・自発性を尊重し、衛生の実践運動、習慣化・生活化を目指す方式が採用された」と指摘している<sup>(3)</sup>。

この動きに先駆けてアメリカの健康教育論を日本に紹介したのは、当時、日本の学校衛生政策を担当していた文部省であった。昭和2年（1927）、文部省は、アメリカの三つの健康教育書の内容を部分的に翻訳した『衛生教育』（帝国学校衛生会）を刊行したのである<sup>(4)</sup>。それは次の三編である（『 』は『衛生教育』書に記された邦書名）。

1. *Health for School Children* (1923)<sup>(5)</sup>  
『学校児童の健康』
2. *Suggestions for a Program for Health Teaching in the Elementary Schools* (1922)<sup>(6)</sup>  
『小学校に於ける衛生教授』
3. *Educational Hygiene* (1915)<sup>(7)</sup>  
『性の教育と衛生』

『衛生教育』の発行理由について、文部大臣官房学校衛生課長の北豊吉は、「曩に大正十一年十一月学校衛生叢書第一輯「教授衛生」を刊行し大正十二年五月同第二輯「女子体育」を続刊した

が何れも江湖の好評を博し斯道の為貢献するところ大なるものがあつた。(中略) 今回衛生教育に関する好資料を得て繙訳編纂が出来たから学校衛生叢書第三輯「衛生教育」として茲に発刊することとした」と述べている<sup>(8)</sup>。

これらのことから、『衛生教育』は、アメリカの原書三冊のどの部分を取り上げて翻訳されたものであつたかを見れば、当時の文部省の関心のありかが、ある程度、推測できると考えられる。

原書三冊と『衛生教育』の内容を比較してわかることは、原書から『衛生教育』の内容に採用され、翻訳されているのは、健康教育の考え方や教育内容・方法に関する部分である(資料1参照)。

逆に、採用されていない箇所は、原書第一冊 *Health for School Children* の、「SECTION IV. Preparation of Classroom Teachers for Health Training and Instruction」(健康訓練と教授のために担任教師の行う準備)である。この章は、次の三項目から構成されていて、健康教育を行う教師の養成、言い換えれば、教師の専門性に関わる内容である<sup>(9)</sup>(「」の邦訳は筆者、以下同じ)。

- ・「健康教育のための教師教育」  
(Training Teachers for Health Education)
- ・「師範学校での健康訓練」  
(Health Training in Normal Schools)
- ・「師範学校や他機関における教員養成のための夏期講習」  
(Summer Sessions in Normal School and Other Institutions for Teacher Training)

このほかにも、採り入れられていない内容がある。それは、原書第二冊 *Suggestions for a Program for Health Teaching in the Elementary Schools* の冒頭に説かれている「学校での健康教育のための効果的なプログラムのゴールを決めること」という考え方、および、「すべての学年の健康教育に関係する一般的な提案」の節である。前者は、「このパンプレットの目的」の骨子の一つであり、健康教育の理念に関係する内容であるもかわならず、邦訳書『衛生教育』では省略されている。また、後者の節では、具体的に、「健康の習慣を確立するために学校の機会を利用せよ」「すべての学校の科目に健康の促進と階級の基準があるべ

き」「すべての学年の学習指導要領は、当該学年の健康教師の上手い協力によって達成される」といった、健康教育は単なる教科ではなく全教育課程を通じて行うという考え方、「健康を教えることはシティズンシップに繋がるはずである」という健康教育そのものの考え方、さらには、「保護者と地域の協力を求めよ」「子どもの健康のための機関どうしの協力は必須である」とする学校内外の協同について説かれている。このような、教師の専門性、教育課程全体、「シティズンシップ」や「協同」という根本理念を抜く節であるにかかわらず、邦訳書『衛生教育』の方にはないのである。

アメリカの健康教育を移入する際、専ら教育内容・方法を摂取し、反対に、教師には健康教育を行う専門性があるという考えは摂取していないという、こうした選択的な摂取は、昭和初期にアメリカの健康教育論を日本に伝えたターナーの翻訳書にも見出すことができる。

昭和11年(1936)、帝国学校衛生会などの招聘によって来日したターナー(Clair Elsmere Turner: 1890-1974)の健康教育論、*Principles of Health Education* (1932)は、高橋喜一によって翻訳され、『健康教育原論』(右文館)として出版された。ここでは、原書内容はほぼすべて翻訳され、「協同活動を通して行う健康教育」(CHAPTER VIII Health Education through Coöperative Activities)などの内容も、「第四章 健康教育に必要な種々の協力」として採り入れられている。それにもかかわらず、原書の「健康教育における教師と指導主事の教育」(CHAPTER XIV The training of Teachers and Supervisors in Health Education)という教師教育を論じた章については、『衛生教育』と同様に『健康教育原論』においても省略されているのである(資料2参照)。

文部省が『衛生教育』を編纂することによって新しく摂取しようとしたアメリカ健康教育の考えを、日本の事情に合わせて理論化したのは、当時、文部省の学校衛生を担当していた大西永次郎である。彼は、昭和4年(1929)、アメリカの健康教育論を採り入れつつ、日本の実情から「衛生訓練」を骨子とする、『学年配当要目準拠 衛生訓

練の実際』(右文館。以下『衛生訓練の実際』)を著した。

文部省の大西に対して、在野の竹村一も、それまでの環境衛生的な学校衛生を批判し、大西とも違う観点から「教育としての学校衛生」という自論を確立し、主張した<sup>(10)</sup>。彼の「教育としての学校衛生」論は、衛生の知識と行動を身につけさせる衛生教育というよりも、学校生活のあらゆる場面で教師が生活指導を通じて行う学校衛生、言い換えれば、健康への教育という主張であった<sup>(11)</sup>。ただし、竹村のこの時の学校衛生論は、アメリカの健康教育ではなく、ドイツの社会衛生学とそれがベースとする「社会的生活」という考えから影響を受けたものであったが、竹村もまた、そこで教師教育については言及していない<sup>(12)</sup>。

昭和初期において、大西と竹村がそれぞれ異なる観点で、教育との関わりから新しい学校衛生を唱えたことは、学校衛生史上にも評価されてきた<sup>(13)</sup>。しかし、両者とも、そのような学校衛生を担う教員養成論については、まったく欠如しているのである。そのことは、先に見たように、昭和2年の段階でいち早く『衛生教育』を編纂し、アメリカ健康教育の先鞭を付けた文部省が、教師教育の部分を省略して視野に入れていなかったことと符節を合していたのである。

### 3. 戦前の師範学校における学科「学校衛生」

前節にみたように、昭和初期～10年前後の日本では、アメリカの健康教育を大いに採り入れながらも、選択的に摂取していた。言い換えれば、健康教育や学校衛生を担う教員養成論については必要視していなかった。本節では、教員養成との関連で、当時の師範学校において学校衛生がいかに教えられていたのかを検討してみよう。

その前に、文部省の『衛生教育』やターナー著・高橋訳の『健康教育原論』などによって、アメリカの健康教育論が盛んに邦訳された昭和初期の日本では師範教育の法令上、学校衛生をどのように規定していたのかを確認しておこう。

昭和6年(3月31日、1931)に改定された師範学校の教育内容、「師範学校教授要目ノ改正」(文部省訓令第7号)では、学校衛生は「修身」や「国

文漢文」と並列する「教育」科目のなかに位置づけられていて、「教育制度 学校ノ経営及管理 学校衛生」と併記されている。さらに「学校衛生」の内容については、「小学校ニ於ケル保健衛生 学校医及学校看護婦 身体検査 学校ニ於ケル疾病ト其ノ予防並に治療ノ心得」を扱う、と明記されていて、学校衛生は師範教育の内容に含まれている(資料3参照)。

では実際、師範学校で教えられた「学校衛生」とはどのような中身であったのだろうか。この頃の師範教育用教科書を手がかりに見てみよう。当時、刊行されていた学校管理法に関する図書は、師範学校教育用、あるいは、教員の検定試験用と謳われているものが多く、何度も増版や改訂がなされている。一例を挙げれば、乙竹岩造著の『三訂新学校管理法教授用参考書』(培風館、昭和9年)である。「本書は拙著三訂新学校管理法の教授用教科書として特に編纂したものである。教授用書は、教授上教師専用の参考書であって、その全部をそのまま生徒に講述すべきものではない」と註釈しながら、具体的に「教授細目」の三学期にわたる実施計画が示されているので<sup>(14)</sup>、師範学校で教えられていた「学校管理法」科目の教師用参考書だと考えられる。

注目すべきは、これらの学校管理法書に示される「学校衛生」の考え方や内容構成は、明治期の三島通良の名著、『学校衛生学』(博文館、明治26年)とほとんど同じという点である<sup>(15)</sup>。三島通良とは、文部省が初めて学校衛生の制度整備に着手した明治24年(1891)、これを専門に担当するために採用した医学士であり、彼の名著『学校衛生学』には、日本の明治期の医学・環境衛生的な学校衛生の考えが良く現われている。その内容は、設備に関する衛生 校地・校舎・井戸・便所・出入口・採光・痛風・暖房・清潔法等、授業及び休憩時間の長さ、学校病・学校伝染病・身体検査・学校医などを説くものであり、バギンスキーの『学校衛生学』ほか、主にドイツの学校衛生書をベースに書かれたものである。

たしかに、同じ学校管理法書であっても、小西らによる『統合小学管理法 新制準拠』(永沢金港堂、昭和12年)では、「教授時間及び休憩時間」

として「米国ホーレスマン小学校尋常科第四学年日課表」などを取り上げて、アメリカの事例が示されるが（201～135頁）、教師による健康教育・健康指導の重要性や、健康教育が他教科や学校生活自体に左右するといったような、アメリカ健康教育特有の考えは見当たらない。ましてや、健康教育を行うための教師教育論は見当たらず、三島の『学校衛生学』そのものといってよいのである<sup>(16)</sup>。

先に見たように、戦前（昭和初期）、文部省はアメリカの三書を抄訳して『衛生教育』を刊行し、ターナー健康教育論は『健康教育原論』として翻訳出版されていた。文部省の大西永次郎は、アメリカ健康教育の考えを日本の実情に合わせて『衛生訓練の実際』に著し、健康教育ブームとも呼ばれるほど人々の関心は高まっていた。そんな時期であるにもかかわらず、当時、師範教育の「学校管理法」科目で教えられていた学校衛生の内容は、明治期に三島通良によって唱道された医学・環境衛生的な学校衛生論とほとんど変わらなかったといえるのである。

#### 4. 戦後のアメリカ学校保健・健康教育の摂取

戦後、教育職員免教法が公布された年、文部省は、『中等学校保健計画実施要領（試案）』（1949年）を発表する。これは、新しい学校教育の下での学校保健管理と「健康教育」の基本方針およびその内容を示した実施要領である。文部省体育局保健課の文部省研究員として執筆の一翼を担った湯浅謹而は、さらに、その翌年、新しい学校保健実践の具体像を学校現場の教師に向けて平易に説いた『学校保健計画読本』を発表する<sup>(17)</sup>。その意味で、湯浅の考えは、当時の文部省の考える学校保健の方向性を代弁しているといえる。また、戦後、CIEの指導のもとで教育指導者を養成するIFEL講習会では「学校保健」（「学校衛生」）も開講されていたが<sup>(18)</sup>、湯浅はその第三期から講師を務めていた<sup>(19)</sup>。従って、彼はアメリカの学校保健・健康教育を良く理解していたと考えられる。

湯浅の『学校保健計画読本』は、民主的な学校教育を前提とし、明らかにアメリカ流の学校保健・健康教育にならって説かれた指南書である。彼の学校保健論の最大の特徴は、彼が「一種のワーク

ショップ」と呼ぶ学校保健委員会を軸にしている点である<sup>(20)</sup>。「議論は生徒、先生、父兄が三つ巴になって、大いに行ったほうがよい」と述べて<sup>(21)</sup>、異なる立場の代表が集まり、話し合っ自分たちの学校保健問題を顕在化させ、協同して取り組む学校保健活動が目指されている<sup>(22)</sup>。湯浅は、ターナーを引照しながら、「学校保健計画」の「計画」とは「プラン」ではなく「プログラム」のことである、と明言していることから<sup>(23)</sup>、湯浅がアメリカの学校保健論に立っていることは明らかである。しかも湯浅は、この「プログラム」を学校現場で実践していた<sup>(24)</sup>。

先に見たように、戦前、大西永次郎の『衛生訓練の実際』は、ターナーの健康教育論の影響を受けていたとはいえ、「衛生訓練」に止まっていて、学校現場での事例実践も行っていなかった<sup>(25)</sup>。ところが、湯浅は、学校保健委員会という組織や、協議し協同するという考え方も採り入れ、しかも学校現場で実践研究していた。その意味で、湯浅は大西の学校衛生論を超えて、民主主義教育をベースとするアメリカの学校保健そのものを採り入れたといえるのである。

#### 5. まとめ

- (1) 戦前、日本がアメリカ健康教育を移入し始めた昭和初期においては、選択的に摂取していた。具体的には、文部省が『衛生教育』を邦訳した時、「健康教育のための教師の教育」（Training Teachers for Health Education）など、健康教育を行う教師のための教育を説く部分（章・節）は邦訳されず、採り入れられていなかった。健康教育が、全教育過程において行うという考え方や、健康教育が「シチズンシップ」に繋がるという考え方や、「協同」という点も、邦訳されていなかった。この傾向は、ターナーの健康教育論を摂取した時とも共通している。
- (2) 昭和初期の日本の師範学校では、教師が健康教育を行うための内容は教授されていたのかどうかを、師範教育用教科書を手がかりに検討したところ、法令に従って「学校衛生」は扱われていたが、その内容は、明治期26年に三島通良が著した『学校衛生学』に止まっていた。

(3)戦後、日本の学校保健・健康教育の推進を担った人物の一人は湯浅謹而である。彼が執筆の一翼を担った『中等学校保健計画実施要領』や、単著『学校保健計画読本』では、アメリカの学校保健・健康教育の考え方や方向性が示されている。後者の『学校保健計画読本』において、湯浅は、ターナーの考えも照引しながら、学校保健委員会という組織を軸に、協同、協議によって推進させる学校衛生活動を説いていた。この点で、湯浅は、戦前の大西の学校衛生論を超えて、民主主義教育をベースとするアメリカの学校保健そのものを採り入れたといえる。

三点目について、もっと注目しなければならないのは、湯浅のこの二著に提示された「学校保健計画」プログラムや「学校保健委員会」を教員全員で創出してゆくための養成制度については、今日においても未だに実現できていないという点である。現在の教育職員免許法の示す教員養成課程において、教科「学校保健」は、教職専門科目に位置づけられずに、保健体育教員（中学・高等学校）をめざす者だけが学ぶ一教科専門科目に止まっているからである<sup>(26)</sup>。その意味で、未だにアメリカ流の、別言すれば、教員プロフェッショナル<sup>(27)</sup>の考えのもとでの学校保健論・健康教育論の摂取は実現できていないと言わざるを得ないのである。

本稿は、総合社会科学学会（第17回、2015年6月、昭和女子大学）で発表した内容の一部である。

## 注

- (1) 海後宗臣「第一次米国教育使節団報告書における改革提案」（海後宗臣編『教員養成 戦後日本の教育改革 第八巻』東京大学出版会、1971年）22～28頁。
- (2) 昭和初期におけるアメリカ健康教育論の移入については、田辺信太郎ら、および七木田文彦が、本稿とは別の角度から検討している（田辺ほか「健康教育」の概念に関する一考察』『東京大学教育学部紀要』第23巻、1984年。七木田『健康教育教科「保健科」成立の政策形成』学術出版会、2010年、19～127頁）。
- (3) 杉浦守邦「教育史における学校保健」（黒田芳雄執筆代表『教師のための学校保健』ぎょうせい、1979年所収）571～572頁参照。また、杉浦は、この健康教育運動がピークとなる昭和11年前後には、三つの動向があったと指摘している。すなわち、大西永次郎らが提唱した「衛生訓練の運動」（昭和4年）、「保健クラブ」など「児童の自主的な保健自治活動を促す運動」、および、アメリカ健康教育学者ターナーの実践した「系統的健康教育カリキュラムを編制する運動」である。
- (4) 森本稔「昭和前期の学校衛生」（『天理大学学报 体育篇』第10号、1971年）、小倉学『養護教諭-その専門性と機能-』（東山書房、1997年）31頁参照。ただし、七木田文彦は、すでに1922年（大正11）に、学校衛生関係雑誌のなかでアメリカのHealth Educationが紹介されていることから、日本の学校衛生関係者が「米国の「Health Education」」に着目したのは1920年代初頭からであると指摘している（七木田前掲『健康教育教科「保健科」成立の政策形成』25頁参照）。
- (5) Health for School Children : Report of the Advisory Committee on Health Education of the National Child Health Council (School Health Studies No.1, Department of the Interior, Bureau of Education). Government Printing Office Washington D.C.;1923.
- (6) J. Mace Address, Mabel C. Bragg. Suggestions for a Program for Health Teaching in the Elementary Schools (Health Education No.10, Department of the Interior, Bureau of Education). Government Printing Office Washington D.C.;1922.
- (7) Louis W Rapeer. Educational Hygiene: From the Pre-School Period to the University. Charles Scribner's Sons;1915.
- (8) 文部省『衛生教育』（帝国学校学校衛生会、昭和2年）序の1頁。さらに北豊吉は、原書第一篇目のHealth for school children について、「北アメリカ合衆国政府の教育局が発行せる同国民児童保健委員会の発表にかゝる（中略）権威あるもの」、第二篇目は、「同教育局の発行

にかゝり、ボストン師範学校心理科長J.MACE ANDRESS及びマサチューセッツ州ニュートン市の視学官補MABEL C.BRAGG両氏の手」によるもの、第三篇目は、「彼の有名なるRAPEER氏（米）の著書EDUCATIONAL HYGIENE中の『性の教育と衛生』である」と説明している（同上、2頁）。

- (9) ただし、抄訳書『衛生教育』の「第三篇 性の教育と衛生」においては、「第十三節 訓練されたる教師の必要」において、性教育を行うためには、師範学校において「教師の教育を先にし、徐々に性の教育を公立学校に普及せしむべきである」と邦訳し、教師教育の必要性に関する内容を採り入れている（文部省前掲『衛生教育』211頁）。
- (10) 『学校衛生』第14巻第1号、昭和9年。および、『官報』第2140号、昭和9年2月21日。
- (11) 竹村一「生活指導としての学校衛生（一）」（『学童の保健』第4巻1月号、昭和8年）ほか。
- (12) 拙稿「竹村一の教育としての学校衛生論の戦前と戦後」（『愛知教育大学保健体育講座研究紀要』第39号、2015年）。
- (13) 『学童の保健』・『学校衛生』誌で繰り返された竹村一と大西の学校衛生論争について、野村良和は、「学校衛生そのものを教育としての営みととらえるか否かという、古くて新しい本質的論議であった」と指摘している（野村「竹村一著『日本学校衛生学』」（大熊廣明・野村良和編『日本体育基本文献集 別巻・解説』日本図書センター、1998年）105頁）。拙著「昭和13年の大西永次郎と竹村一による学校衛生論争」（『愛知教育大学研究報告 人文社会科学編』第64輯、2015年）も参照。
- (14) 乙竹岩造『三訂新学校管理法教授用参考書』（培風館、昭和9年）凡例1頁、4～17頁
- (15) 『三訂新学校管理法教授用参考書』の学校衛生の内容は次の通り（『同上』212～296頁）。
- 第三篇学校衛生上の諸問題
- 第一章学校衛生の必要
- 第二章学校衛生の実際
- 第三章身体虚弱者・精神薄弱者の取扱
- 第四章学校医及び学校看護婦

## 第五章身体検査

### 第六章学校に於ける疾病予防並びに治療

- (16) ただし、三島通良の説く学校衛生学の内容は、明治26年の主著『学校衛生学』のあと更新されていった。三島は、明治28年3月から東京高等師範学校で、明治38年～大正4年は広島高等師範学校において学校衛生の講義を行っていたが（杉浦「三島通良（15）」『学校保健研究』第12巻第9号、1970年。「同上（18）」『同上』第12巻第12号、1970年）、大正4年の『日本学校衛生』誌に紹介された三島の講演「広島高等師範の学校衛生」の教授細目をみると、その内容は、明治26年の『学校衛生学』から変化している、具体的には、「衛生教育」「特殊教育」および「教員衛生」の項目が新しく加えられている。

広島高等師範学校に於ては、例年の通り本年も去三月二十日より同月末日迄三島通博士の学校衛生に関する講演ありし由にて、其講演の細目は左の如しと云ふ。

広島高等師範学校に於ける

学校衛生教授細目抄

講師 医学博士 医学士 三島通良

- 第一篇 学校衛生総論
- 第二篇 学校の設備及管理
- 第三篇 教授衛生
- 第四篇 特殊教育
- 第五篇 体育
- 第六篇 生徒衛生
- 第七篇 衛生教育
- 第八篇 教員衛生
- 第九篇 学校病及学校伝染病
- 第十篇 学校医
- 第十一篇 学校衛生法令

（「広島高等師範の学校衛生」『日本学校衛生』第3巻第5号、大正4年5月）

- (17) たとえば、湯浅は新しい観点からみた学校を次のように説いている。「これまでの学校は、世の親たちから大いに尊敬され信用されてきた。しかし、それは自分たちの子どもが偉くなれる、就職できるという点においての尊敬と信用であったのである。学校に行くことが、生命

- の健康の保障となり、あたかも病人が病院に入って生命を保護してもらうような意味をもつものであるとはだれも考えていなかった」(湯浅謹而『学校保健計画読本』七星閣、1950年、4頁)。
- (18) 高橋寛人編『占領期教育指導者講習 (IFEL) 基本資料集 第I巻』(すずさわ書店、1999年) 88～132頁、および、北浜章「第六回保健IFEL」(『第6回IFEL保健班 研究集録 昭和26年自1.8～至3.30』1951年) 3～4頁。因みに、この指導者講習会が経年的に開催されるなかで提案されたと思われる「IFEL教員養成カリキュラム」では、「4年課程教職教育系統」の「Ⅶ教育実習」において「学校衛生」を位置づけている(山田昇「学科課程の改革」(海後編前掲『教育養成』) 214頁)。
- (19) 文部省大学学術局教職員養成課『教育指導者講習小史』(学芸図書、1953年) 33頁。
- (20) 「学校保健委員会は、一つの学校を中心として、健康に関するすべての問題を処理してゆく一種のワークショップ(研究集会)である」、「生徒と生徒に関係のあるすべての人々が専門家(医師その他)とともに、健康の立場から生活のあらゆる点にわたって論議し、その実行を可能にする」(湯浅前掲『学校保健計画読本』71～73頁)。
- (21) 湯浅前掲『学校保健計画読本』6頁。
- (22) 拙報「湯浅謹而研究－学校保健委員会にみる組織論を中心として－」(第49回日本学校保健学会、2002年)。
- (23) 湯浅は、健康を実現させる方法を具体的に言うと、「本人の自主活動を中心として組織的推進をはかるのでなければならない」のであり、その組織のことを学校保健委員会とよび、「推進の具体的な行動をぜんぶ網羅したもの」が「学校保健計画」なのだ述べている。注目すべきことには、その際、ターナーの「社会組織こそは、重要な人々や重要な集団のうちに、学習をしやすいし、積極的行動を促進させることの条件をつくりだす」という考えを紹介している(湯浅前掲『学校保健計画読本』37頁)。また湯浅は、ターナーが「学校保健のうちには、教育を離れたしごとが相当にある」述べて、健康管理と健康増進を意義づけて指導することとは区別すべきであるという考えに共鳴し、その点からも「学校保健計画(プログラム)」は「よい表現である」と指摘している(同上、183頁)。
- (24) 川口市立青木中学校『学校保健・健康教育の研究』(七星閣、1952年)。
- (25) 確かに、戦前においても、高橋喜一が翻訳したターナーの『健康教育原論』では、原書の「CHAPTER Ⅶ」の「Ⅲ. 委員会方式によるカリキュラム構造化における特別な手続」は、抄訳されて「3. 委員制度による方法」の節にまとめられている(資料2参照)。しかし、この時の委員会とは、あくまで、健康教育の課程を作成する方法としての委員会方式のことであり、戦後、湯浅が、『学校保健計画読本』のなかで「一種のワークショップ」と呼び、議論の場と位置づけた学校保健委員会とは明らかに異なっている。
- (26) 教育職員免許法施行規則(昭和29年省令26号、最終改正:平成27年文部科学省令第26号)。
- (27) 教員の専門性については、戦後教育改革における教員養成の議論のなかでも異なる考えが交錯していた(山田昇「教職的教養の位置づけをめぐる動向」(海後編前掲『教員養成』) 170～188頁)。これは今日にもつながる恒久的な課題である。

【資料1】アメリカの三つの原書と翻訳書『衛生教育』の内容比較（・・・は邦訳または原書にない部分、傍線と（ ）内は筆者。以下同じ）

三つの原書	文部省『衛生教育』（学校衛生叢書第三輯）
<p>Health for School Children, 1923. <sup>(1)</sup></p> <p>序文 序論 学校保健の仕事の範囲 学校と家庭・地域との連繋 学校保健の仕事の管理運営 学校保健プログラムの実行に必要な職員の総体と機能 職員、学校職員の健康プログラムへの参加、健康訓練と教授、健康に関係する身体の訓練、教授としての衛生、学校計画としての衛生、健康管理</p>	<p>帝国学校衛生会、昭和2年（1927）</p> <p>・・・ ・・・</p>
<p>SECTION I. 健康訓練と教授</p> <p>基礎的原理 The aim of health training and instruction should be to assure health living by (1) the formation and practice of habits essential to health, (2) the acquisition of knowledge necessary to health, and (3) the development of right attitude and ideals with regard to health, both physical and mental.</p> <p>内容領域 健康習慣の訓練 健康教育のためのトピックス</p> <p>第6年生までの幼稚園 (1-12歳) 7、8年生、もしくは中学校(12-14歳) 高等学校 In the high school the health habits which have been formed in the lower grades should be reinforced as rapidly as possible by accurate, scientific knowledge</p> <p>性教育 リーフレット、パンフレット、ブラカード、展示と映画 健康訓練と教授の方法 ・・・ 学校の子どもの身体測定 健康促進の包括的評価 学校カリキュラムにおける健康と他の学科との比較 ・・・ 健康訓練と教授における図やドラマの工夫 スクールランチ-その教育的健康的社会的価値 子どもによる家庭、学校と地域環境の研究 子ども組織と、個人およびグループ責任能力の開発 健康クラブ</p>	<p>第一篇 第一章 衛生教育の要義 「衛生訓練及び衛生教授の目的は、次に挙げる条項により、健全な身体をつくりあげることにある。即ち、 一、健康に欠くべからざる良習慣をつくり之を實行すること 二、健康に必要な知識を得ること 三、心身両方面の健康に対して正しい態度と正しい考を保ち之を發達せしめること」</p> <p>第二章 衛生教育の課程=教材 第一節 習慣形成の訓練 (一部、原書にない説明がある) 第二節 衛生教授の要項 第三節 衛生教授の内容 第一初学年 第二五学年、六学年 第三七学年、八学年、ジュニア・ハイスクール 第四中学校 「下級学級でつくられた良習慣を出来るだけ迅速に精確に且つ科学的に印象づけてゆくことである」</p> <p>第四節 性の衛生教授 第五節 チラシ、ポスター、小冊子、展覧会とフィルム</p> <p>第三章 衛生教育の方法 第一節 入学時に於ける身体及び精神の検査 第二節 体重及び身長測定 第三節 健康状態の測定 第四節 健康と他の学科との関係 第五節 健康と体育運動 第六節 衛生教育に於けるグラフ法及劇応用法の使用 第七節 学校給食 第八節 家庭、学校及び社会の状況を児童が知ること 第九節 児童団体組織と個人及び団体の責任の發達 第十節 衛生倶楽部</p>
<p>SECTION II. 学校保健プログラムにおける身体トレーニング活動</p> <p>入れるべき活動 プログラムにおけるブレイの位置 運動競技、ゲームとスポーツ 形式的な身体運動 矯正体操 学校保健プログラムにおける活動と休養の統合 身体トレーニングプログラムに参加する子どものための健康診断</p>	<p>・・・（「第三章 第五節 健康と体育運動」とも異なる内容）</p>
<p>SECTION III. 教師と学校の子どものための健康管理</p> <p>急性疾患と伝染病のための日常健康観察 健康診断 学校看護師 学校医と学校看護師による教育の機会 必要なスタッフ 病院や他の施設 様式と記録 Forms and Records 健康観察に必要な追加評価項目</p>	<p>・・・ ・・・ ・・・ 第四章 学校医と学校看護婦(内容は原書と異なっている) ・・・ ・・・ ・・・</p>

<p><b>SECTION IV. 健康訓練と教授のために担任教師の行う準備</b>                  Preparation of Classroom Teachers for Health Training and Instruction  <b>健康教育のための教師教育 Training Teachers for Health Education</b>  <b>師範学校での健康訓練 Health Training in Normal Schools</b>                  師範学校は健康教育でのコースのための十分な対策をすべきであり、その学部は、健康との幅広い相互関連を確保することにおいて、実習校でのさまざまな学科と密接に協同すべきである  <b>師範学校や他機関における教員養成のための夏期講習</b>                  Summer Sessions in Normal School and Other Institutions for Teacher Training</p>	<p>• • •</p>
<p><b>SECTION V. 学校教育課程における衛生整備と衛生管理</b></p>	<p>• • •</p>
<p><b>SECTION VI. 健康的な学校建築のために必要な施設</b></p>	<p>• • •</p>
<p><b>SECTION VII. 通常の児童生徒のメンタルヘルス</b></p>	<p>• • •</p>
<p>国立児童福祉・健康機関の広報パンフレットと公示物 健康教育の助言機関（委員会）</p>	<p>• • • • • •</p>
<p><b>Suggestions for a Program for Health Teaching in the Elementary Schools, 1922</b> ②                  このパンフレットの目的                  1. 学校での健康教育のための効果的なプログラムのゴールを決めること                  2. たとえば、健康部局、学校医、家庭医、学校歯科医と家庭歯科医、学校看護師、教師および保護者のような、このプログラムに不可欠な部分を構成している学校や地域上の要素を分析すること。および、そうした要素から期待できる助力を分析すること                  3. 学校保健活動の一般的な方法と効果的な授業方法を概説すること  <b>すべての学年の健康教育に関する一般的な提案</b>                  健康教育のゴールは、健康な子どもである                  学校に入学する子どもは皆、就学時での徹底的な身心の健康診断を必要とする                  全学年を通じた個人の健康訓練は、学習指導要領のいかなる具体化よりもっと重要である                  定期的に子どもを体重測定し評価せよ                  毎月、保護者に体重測定を報告せよ                  楽しいことと健康習慣の実践を結びつけよ                  健康の習慣を確立するために学校の機会を利用せよ                  健康観察と教授のために教育課程に明確な総量の時間を配分せよ  <b>保護者と地域の協力を求めよ</b>  <b>健康を教えることはシティズンシップに繋がるはずである</b>                  すべての学年において身体運動と遊びを奨励し確実に計画せよ                  生徒の健全な興味と態度の開発に奮闘せよ                  学校医は必要とされている                  学校看護師は家庭と学校を繋ぐ環として必要である  <b>すべての学校の科目に健康の促進と階級の基準があるべきである</b>                  健康教育を成功させるには、教師は何を教えるかの例示が必要                  どの教師も行うとよい二、三の健康教育  <b>すべての学年の学習指導要領は、当該学年の健康教師の上手い協力によって達成される</b>                  よい健康スローガン                  栄養失調の児童生徒のための専門の健康教室は必要である                  家政学コースは健康習慣のことを明確に扱うべきである                  学校の備品は調整可能で、整備されているべきである                  目と耳の衛生                  全学年における子どもの歯のケアに注意する                  子どもの健康のための機関どうしの協力は必須である</p>	<p><b>第二篇</b> • • •</p>

戦前・戦後におけるアメリカ学校健康教育論の摂取

<p>各学年における健康教育に関するより専門的な提案                  健康教育は習慣形成である                  単調な反復は避けなければならない                  異なる角度から取り組み                  ゲームのルール                  体重測定と評価                  日常の健康習慣の指導                  牛乳 軽食                  スペシャル ヘルス クラス                  フード クラス                  学校医                  全学年ではなく3つのグループのための教育活動の計画</p>	<p>第一章 衛生上の習慣形成                  第一節 衛生教授は習慣形成である                  第二節 単調なる反復は避けなければならない                  第三節 作業は各方面から行わなければならない                  第四節 衛生競技の法則                  ・・・・                  第二章 健康上の良習慣の教授                  第一節 ミルクランチ                  第二節 スペシャル ヘルス クラス                  第三節 フード クラス                  ・・・・                  ・・・・</p>
<p>小学校低学年                  豊かな遊び心に対応する小学校低学年における健康教育の心理学                  小学校低学年グループのための活動                  プログラム                  ゲームのルール                  体重測定と評価                  日常の観察                  他教科における健康の素材                  健康の詩歌                  創作のリズムとマザーグースによるリズム                  体重の記録の描写                  野菜の図表                  スクラップブック                  ゲーム</p>	<p>第三章 衛生教授実施上の注意                  第四章 初学年部                  第一節 初学年に於ける遊戯精神の作用                  第二節 初学年グループの作業                  第三節 作業のプログラム                  ・・・・                  第四節 体重及び身長測定                  第五節 日々の検査                  第六節 他の学科目に於ける衛生上の材料                  ・・・・                  第七節 創作押韻詩及びマザーグースを基礎とする押韻詩                  ・・・・                  第八節 野菜図表                  第九節 初抜帳                  第十節 衛生競技</p>
<p>4、6 学年                  現実の子どもの生活に対応する中学年における健康教育の心理学                  (中略)                  7、8 学年および中学校の最終学年                  グループの関心に対応する上級学年における健康教育の心理学                  (中略)                  小学校における健康の基準                  参考文献：教師のための参考図書、児童生徒のための付録</p>	<p>第五章 中等学年部＝四学年、五学年、六学年＝                  第一節 衛生教授の心理                  (中略)                  第六章 上級学年部＝七学年、八学年、ジュニア・ハイスクール                  第一節 衛生教授の心理                  (以下略)</p>
<p>Educational Hygiene, 1915. ③                  パート1 健康の社会学 Health Sociology                  パート2 管理もしくは教育上の衛生                  パート3 教育上の衛生の部門と実践 (中略)                  XXIX. Sex Hygiene and Sex Education                  (以下略)</p>	<p>第三篇 性の教育と衛生                  ・・・・                  ・・・・                  ・・・・                  第一節 性の教育とは何か                  第二節 性の教育と一般教育との相互関係                  第三節 学校と性の教育                  第四節 児童の発達段階に応じた性の教育                  第五節 何人が此の教授に当たるべきか                  第六節 教師の教養                  第七節 中等学校に於ける性の教育                  第八節 小学校に於ける性の教育                  第九節 性の教育に伴ふ危険                  第十節 性の教授法                  第十一節 教授事項の叙々たる拡張                  第十二節 両親並に与論の教育                  第十三節 訓練されたる教師の必要                  第十四節 結論</p>

- (1) Health for School Children : Report of Advisory Committee on Health Education of the National Child Health Council (School Health Studies No. 1, Department of the Interior, Bureau of Education). Government Printing Office Washington D.C., 1923.  
 (2) J. Mace Andress, Mabel C. Bragg. Suggestions for a Program for Health Teaching in the Elementary Schools (Health Education No. 10, Department of the Interior, Bureau of Education). Government Printing Office Washington D.C., 1922  
 (3) Luis W Rapeer. Educational Hygiene: From the Pre-School Period to the University. Charles Scribner's Sons, 1915.

【資料2】ターナーのPrinciples of Health Educationと高橋喜一訳『健康教育原論』の内容比較

<p>Clair Elsmere Turner : Principles of Health Education, D. C. Health and Company 1932.</p>	<p>高橋喜一訳、ターナー著『健康教育原論』右文館、昭和11(1936)</p>
<p>序文 Faransworth G. Marshall 序文 C. E. T. ターナー Health education is concerned with health training and with the presentation of a given body of scientific knowledge.</p>	<p>第一章 序論 (1934年、ターナー) 「健康教育は健康訓練ならびに一定の科学的知識を授けることに依存する」 まへがき (昭和11年、高橋喜一) 学校健康プログラムの開拓 ・・・</p>
<p>CHAPTER I 学校保健プログラムの開発 I. 公衆衛生におよぶ範囲 II. 教育目標における健康の位置づけ III. 学校保健活動の年齢順の展開 IV. 最近の学校保健プログラムの範囲 (機会) V. 学校保健職員 VI. 最近の展望</p>	<p>1. 教育の対象としての健康 2. 現代における学校健康プログラムの領域 I 健康養護 II 疾患の治療矯正 III 健康増進 A 教授衛生 B 体育 C 健康教育</p>
<p>CHAPTER II 健康教育の定義 I. 公衆衛生教育 (training) II. 一般市民のための健康教育 III. 学校における健康教育</p>	<p>健康教育の限界 1. 社会の保健事業に携わる人に対する訓練 2. 一般社会人に対する健康教授 3. 学校における健康教育</p>
<p>CHAPTER III 公衆衛生と学校で行う健康教育の教育面からの根拠 I. 個人がいつそう焦点をあてるべき対象である II. 現在行われている健康実践は乏しいものである III. 子どもは健康的な生活のなかで訓練され教育されることを必要としている IV. 習慣は健康に反映される V. 公衆衛生は習慣をレベルアップする</p>	<p>公衆衛生及び学校における健康教育の教育的理由 1. 個人の健康は社会保健及び教育の当事者から次第に注目されてきた 2. 現今の健康実践は、次の例証によって明らかかなように、実に貧弱である。 3. 児童は健康生活についての訓練の指導を必要とする 4. 次に示す如く習慣は健康に大なる影響を及ぼす 5. 小学校は、児童の習慣を改善することができる。</p>
<p>CHAPTER IV 健康教育の実行可能性 (実用性) と教育的価値の検証 I. モデルンの健康教育調査の理由 II. モルデン研究の目標 III. 実験の条件 IV. 手続きと活動 V. 健康教育プログラムの実行可能性 VI. 教育的効果 VII. 要約</p>	<p>健康教育の実施性と教育的効果に対する実証 1. モルデン市における健康教育研究の理由 2. モルデン市における研究の対象 ・・・ 3. 健康教育プログラムの実施性 4. 健康教育プログラムの教育的効果 5. 概括</p>
<p>CHAPTER V 健康教育と健康改善 I. 健康評価 II. 健康教育と発育に関するモルデン研究</p>	<p>健康教育と健康増進</p>
<p>CHAPTER VI 健康教育の基本原理解 I. 健康教育の一般原理の基礎的な開発と管理運営 II. 授業方法に関連する教育の原理 III. 健康教育におけるいくつかの子どもの自然な傾向 IV. 精神的な興味関心と健康教育 V. 健康教育と情緒 IV. 動機と興味関心</p>	<p>第二章 健康教育の基礎的原理 健康教育の成立と実施の基礎の基礎をなす一般原理 学級指導方法に関する教育的原理 健康教育と児童の性向 健康教育と児童の徳性 健康教育と児童の情緒 刺激と興味</p>
<p>CHAPTER VII 健康教育カリキュラムの構造 I. 一定の健康教育カリキュラムを有する理由 II. 健康教育カリキュラムの開発方法 1. The Experimental Method 2. The Scissors-and Paste Method 3. The Committee Method III. 委員会方式によるカリキュラム構造化における特別な手続 1. 中央委員会の仕事 2. 学年委員会の仕事 3. 報告の編成 The arrangement of material used in the Malden Outline in Health Education for Grades I to VI (略) 4. 教科案の活字印刷 5. アウトラインの活用</p>	<p>第三章 健康教育における課程編成 一定の健康教育課程の必要 健康教育課程の組織方法 1. 経験的方法 2. 糊と鋏的方法 3. 委員制度による方法  (一) 委員会の仕事  (二) 教科案の作成 「モルデン市の第一学年より第六学年に至る健康教育要目における内容の整理」(略) ・・・ (三) 要目</p>

戦前・戦後におけるアメリカ学校健康教育論の摂取

IV. 健康教育の学習過程	・・・
CHAPTERⅧ協同活動を通して行う健康教育 I. 健康教育プログラムの家庭への説明と家庭と学校共同の開発 II. 健康診断と身体の欠陥/障害の矯正/改善 III. 伝染病の予防と管理 (control) IV. 体育のプログラム V. 校舎の衛生管理の整備	第四章 健康教育に必要な種々の協力 家庭に対する健康教育プログラムの説明並びに家庭と学校の協力 身体検査及び身体的欠陥の矯正 伝染性疾患の予防及び処理 体育プログラム 校舎内の衛生
CHAPTERⅨ健康教育を行う時の手順 I. 体重測定と評価 Weighting and Measuring II. 朝の健康観察/概観 The Morning Health Review III. 午前中の間食 IV. 休憩時間	第五章 健康教育における行事 身長及び体重測定 朝間の健康及び清潔検査 午前の捕食 休憩時間 (初間体操時)
CHAPTERⅩ健康教育教材の等級配置 I. 学年で異なる習慣の主眼点 II. 健康習慣の一覧表 III. 態度の編成/構成 IV. 健康教育の内容や教材の大まかな学業配置	第六章 健康教育における教授項目の学年別配当 各学年において主として訓練すべき習慣 健康習慣の養成 健康態度の養成 健康教育教授項目の学年別配当概要 健康教育教授項目の学年別配当
CHAPTERⅪ授業の方法 I. 朗読?の時間 II. 健康の専門的な活動と工夫 III. 相互関係 IV. 大規模の事業もしくは長期の単元	第七章 学級指導方法 健康時間 特別の健康作業及び趣向 他の学科目との連絡 催し或は長期教授単位
CHAPTERⅫ中学校と高等学校における健康教育 I. プログラム II. 健康活動のコーディネーション III. 健康教育活動	・・・
CHAPTERⅩⅢ教材/資料 Source Material I. 印刷物 II. 視聴覚教材	・・・
CHAPTERⅩⅣ健康教育における教師と指導主事の教育 The Training of Teachers and Supervisors in Health Education I. 小学校の教師 II. 中学校の教師 III. 高等学校の教師 IV. 健康教育の指導主事もしくは管理者	・・・
CHAPTERⅩⅤ学校における健康管理 I. 学校保健プログラムの管理責任 II. 学校保健プログラムを志向する健康専門家と教師の義務 III. 学校保健プログラムに求められる考慮 IV. 学校部門と健康部門との関係 V. 教師の健康管理 VI. 結果の評価	第八章 学校における健康管理 学校健康プログラムに対する管理上の責任 学校健康プログラムに関する保健施設の専門家及び教員の任務 学校健康プログラムにおいて注意を要する項目 教員の健康保持 効果の測定
補遺体重の不足、発育と健康の関係 I. 体重不足の評価の予測と信頼性 II. 体重不足を扱った信頼性の高い研究の要約 III. 健康状態の指標となる発育の中断 VI. 総括 General Conclusion	・・・

【資料3】「師範学校教授要目ノ改正」(昭和6年3月11日文部省訓令第7号)での学校衛生の位置づけ

師範学校教授要目

本要目実施上ノ注意

修身 公民科 哲学 教育 国語漢文 歴史 地理 英語 数学 理科

家事 裁縫 実業：農業・工業・商業 図画 手工 音楽 (中略)

教育 教育ハ心理学・論理学ヨリ始メ教育学、教授法及保育法、近世教育史ヲ授ケ教育制度、学校ノ経営及管理、学校衛生ニ及ホシ最後ノ学年ニ於テ教育実習ヲ課スルモノトス。而シテ本科各学年ニ於ケル教材ノ配当ハ大凡左表ニ拠ルモノトス(表略)

本科第一部 (中略)

教育制度 学校ノ経営及管理 学校衛生 (中略)

小学校ニ於ケル保健衛生 学校医及学校看護婦 身体検査

学校ニ於ケル疾病ト其ノ予防並ニ治療ノ心得

(山田忠『師範教育関係法令の沿革』湘南堂書店、1985年(1938年の複製版)、546～547・555～557頁より作成)